

在宅ワークの報酬払われず

消費者トラブルを 斬る

»8



和久本光士
弁護士

「パソコンを使った入力作業の募集です。誰にでも簡単にできる在宅ワークです」。Aさんは、雑誌で内職募集の広告を見つけました。依頼通りにこなせば、作業量に応じて報酬がもらえるとい

う説明書きを見て、これ呼ばれる、在宅ワークを

「こんな作業の仕方では、報酬は支払わない」と業者に言われてしまい、困っています。

これは「内職商法」といって、業者は損することにな

ります。

この商法は昔から、あて名書きやスティンンドグラ

ーで大広告の規制や契約前の概要書面の交付、契約締結後の契約書面の交付の

規制が設けられました。もし、契約書面に不備がある場合は、契約書面を受け取ってから二

週間（八日間）と異なる日を超えていてもクーリングオフによる契約の取

先に入会金や申込金、教わっていました。そのため被害は絶えることがあります。

二〇〇〇年、内職商法による被害を防止するため、特定商取引法が改正されました。これにより、内職商法やモニター商法などの「業務提供誘引販売取引」に対しては、誇り、業務の提供をしなかつたりするため、結局消費者は損することになります。

内職の費用名目で出費も



自宅で簡単に収入を得られるはずが…

丁寧に作業をしてデータを発注依頼用紙が届き、う宣伝文句で人を集め、

これは「内職商法」といって、業者は損することになります。

この商法は昔から、あて名書きやスティンンドグラ

ーで大広告の規制や契約前の概要書面の交付、契約締結後の契約書面の交付の

規制が設けられました。もし、契約書面に不備がある場合は、契約書面を受け取ってから二

週間（八日間）と異なる日を超えていてもクーリングオフによる契約の取

た日から二十日間、契約解除することができます。契約書面に不備があるかどうかについては弁護士や司法書士などの法律の専門家に相談した方が良いでしょう。

島根県弁護士会 0852-21-3225
(対応時間は平日 9-12時、13-17時)